

CONTENTS

- 1-2. 名古屋地裁全面勝訴判決！
- 3. 「京都2」へ続く次期枠組み
- 4-5. 家庭・業務部門で2020年に90年比30%削減は可能！
- 6. シンポジウム報告
- 7-8. 各地の動き、各種お知らせ、事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境NGO/NPOのネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



わたしたちはめざします

- 1. 抜本的な国内対策で京都議定書の6%削減を！
- 2. 環境重視の社会経済システムを！
- 3. 市民・地域主導で温暖化防止の促進を！
- 4. 政策決定プロセスに市民参加と情報公開を！
- 5. 南北の公平をめざし、南の人々と連携を！

URL : <http://www.kikonet.org/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通
四條上る高倉ビル 305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail : kyoto@kikonet.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3
半蔵門ウッドフィールド 2階
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail : tokyo@kikonet.org

温暖化防止情報開示訴訟
全面勝訴判決（名古屋地裁）！
事業所の燃料別エネルギー消費量の開示命令

10月5日午前10時5分、気候ネットワークが原告となって、経済産業省に報告された燃料・電力別エネルギー消費量の情報開示を求めたわが国最初の温暖化防止訴訟において、名古屋地方裁判所は新日本製鐵名古屋製鉄所、東ソー四日市事業所、三菱化学四日市事業所川尻工場、同四日市工場の4事業所に対し全面的に開示を命じました。他に5事業所についても非開示決定の取消等を求めていましたが、訴訟の過程でこれらは開示決定に変更されています。10月末から産業構造審議会と中央環境審議会京都議定書目標達成計画の最後の見直しが始まりました。中長期的な排出削減を見通して、第1約束期間の目標を確実に達成していくことが必要です。こうした時期に出されたこの判決は、わが国の温暖化対策を確たるものとする大きな力となることでしょう。

大口エネルギー消費事業所の実態把握は対策の基礎

省エネ法に基づいて、毎年、燃料種別や電気のエネルギー消費量を経済産業省に報告している第1種エネルギー管理指定工場からの排出は、日本のCO2排出量の約6割に及びます。2003年の指定工場等は約5,000で、発電所と製造業が大半ですが、2003年からは一部、ホテルや病院など業務関係の約1,000事業所にも報告義務が拡大されています。

日本全体の6割をも占める大口エネルギー消費事業所で確実に排出を削減していくことは、温暖化防止に極めて重要なことです。しかし、経済産業省は定期報告書の内容を公表してきませんでしたので、私たちはその実態を知らされずに温暖化対策を議論してきました。実効性ある対策を検討するためにも、業種や事業所毎の排出規模を具体的に把握することが不可欠であることは言うまでもありません。

情報公開法が温暖化対策を前進させる

2000年4月に情報公開法が施行され、何人も、行政への報告文書の公開を請求することができることになりました。米国の第4代大統領のJ. マディソンは、「情報を持つ者は常に持たない者を支配する。それゆえ、自ら統治者となろうとする人民は、知識の力によって自らを武装しなければならない」と述べています。米国での情報自由法の制定に遅れること34年で、ようやく日本でも行政機関が保有する情報が国民に開かれることになったのです。

企業によっては、環境報告書などで自ら情報開示に踏み出している企業も増えていますが、企業の裁量に委ねられていますので、国民や消費者の立場から本当に知りたいことが知らされないという歯がゆさがありました。情報公開法は、事業者が行政機関に報告した情報も公開請求の対象としているため、これまで国民には手が届かなかった情報にもアクセスできるようになったのです。今回の判決は、情報公開制度が、いかに社会を変える画期的な制度かを教えていると言えるでしょう。

(2頁につづく)

情報公開

しかしながら、情報公開法は行政機関が保有する情報をすべて開示させるというものではありません。個人や事業者の権利利益との調整や政策決定過程への配慮などから、非開示とされる場合も定めています。例えば、企業から法令によって報告された情報についても、開示によってその情報を提供した企業の権利や競争上の地位など正当な利益を害するおそれがある場合には非開示としつつ、人の生命健康にかかる情報についてはさらに例外を設けるなど、複雑な構造になっています（情報公開法第5条2号）。

今回の裁判で、経済産業省は、これらの事業所については、工場などでの石炭や重油といった燃料の消費量を開示すると、①製品当たりのエネルギーコストの推計が可能になり、製造原価の推計も可能となる、②当該事業所のエネルギー効率化水準を知られる、③燃料等の価格交渉等において支障を来すおそれがある、④製造技術が推知されるおそれがある等を理由として掲げて非開示としていました。裁判所は、「おそれ」とはその可能性では足りず、蓋然性が必要として具体的に検討し、その蓋然性はないとして、開示を命じたものです。

情報開示請求と訴訟提起の経緯

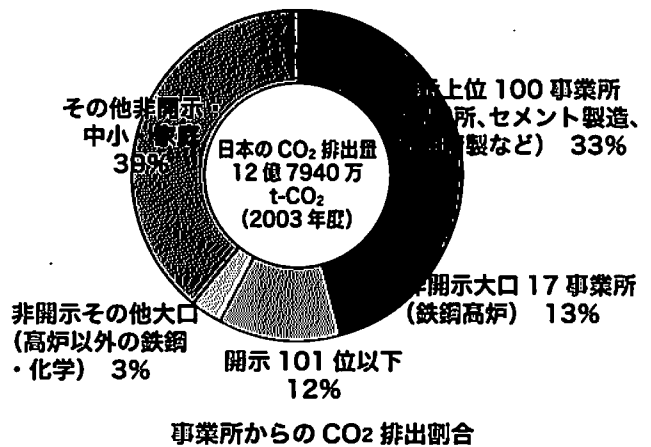
気候ネットワークは2004年8月に、2003年度分について開示請求を行い、対象事業所の85%（4,280事業所）について開示されました。しかし、残り15%（750事業所）は肝心の部分が黒塗りとなっていました。開示・非開示の判断は、報告事業者の意思によることが明らかになっています。

非開示決定に対する救済策として、情報公開審査会に審査請求をすることと、裁判所に訴訟を提起する方法とがあります。審査請求はお金がかからない利点がありますが、審理が非公開でいつ判断がされるのかわからないという問題があります。他方、訴訟には税金が必要となり、弁護士に委任することも必要となりますが、比較的短時間で裁判所が結論を出してくれます。そこで、すべての非開示決定に対して審査請求をするとともに、代表的な事業所についてモデル訴訟を提起することとし、2005年夏に東京・名古屋・大阪地裁に提訴しました。それから1年余で、まず名古屋地裁で判決に至り、大阪、東京地裁での訴訟も大詰めを迎えています。

提訴の効果として、裁判中に非開示決定がなされていた15%の事業所のうち、約半数については判決

を待たずに開示決定に変更されました。これで9割以上が開示され、排出の実態がだいぶ明らかになりました。特に、大口非開示事業所であるセメント製造業や石油精製業者がそろって非開示から開示に変更されたことは評価できます。よく考えれば開示による不利益のおそれはほとんど考えられず、逆に自ら積極的に開示に踏み切ることによって消費者の理解や支持を得ることができることに事業者自身が気づいたことによるものであり、本訴訟は開示に応じるべきかを迷っていた事業者の背中を押す役割を果たしたといえます。

しかし、高炉による17の製鉄所は最後までそろって非開示でした。17製鉄所からの排出量は日本全体の13%にも及ぶこともわかってきました。その他、ソーダ工業など一部の化学工業では、まだ非開示の事業所が多く残っています。



裁判所でも、夏にはクールビス実施の掲示がされています。温暖化が進行し、このままでは深刻な事態を招くこと、直ちにあらゆる主体が削減に取り組むべきことは常識となっています。目標達成のために、京都議定書目標達成計画の見直し・強化は必死と言えます。残念ながら国は10月19日に控訴しましたが、裁判所の後押しを受けて行政や立法府がどうするかが、これから問われることになります。

参考：<http://www.kiconet.org/iken/kokunai/2006-10-05.html>



京都新聞 2006.10.5 夕刊

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

「京都2」へ続く、次期枠組みの議論を前に進めよう

昨年モントリオールで行われたCOP11/COPMOP1では、京都議定書の運用ルール全てが採択され、京都議定書が本格的に動き出した。同時に、「モントリオール行動計画」が採択され、2013年以降の次期枠組みに関する検討プロセスが始まることとなった。その次期枠組みに関する検討プロセスとは、(1) 議定書の見直し作業（議定書第9条）、(2) 先進国の更なる排出削減義務に関する特別作業部会（議定書第3条9項）、そして、(3) 長期的協力のための行動に関する対話（条約）の3つである。

2006年11月6日～17日にケニアのナイロビで開催される気候変動枠組条約第12回締約国会議（COP12）／京都議定書第2回締約国会合（COPMOP2）は、次期枠組み検討プロセスの今後の方向性を占う重要な会議となる。ナイロビ会議では、議定書の見直し作業を開始し、先進国の更なる削減義務をはじめ、次期枠組みに関する議論を確実に進展させることが求められている。

（1）議定書の見直し作業（議定書第9条）

京都議定書第9条には、「COPMOP2で、第1回目の議定書全体の見直しを開始しなければならない」と定められている。また、この京都議定書の見直しは、気候変動枠組条約の見直しとも連動して行うことも規定されているため、現在京都議定書の削減目標を持っている先進国にとどまらない幅広い国を巻き込んだ議論を進める足がかりになるものと考えられている。

ナイロビ会議では、COPMOPの正式な議題として取り上げられ、交渉が始まることになるが、今回すぐに具体的な見直し作業が行われるのではなく、そのための段取りとして見直し作業をどのようなプロセスで進めていくかという「交渉プロセス」の合意が目指されることとなる。

すでに始まっている他の次期枠組みに関するプロセスの議論につなげていくためにも、議定書の見直しは、COPMOP2で作業を終了させるのではなく、COPMOP2でプロセスを立ち上げ、今後も継続した検討を行う必要がある。

（2）先進国の更なる排出削減義務に関する特別作業部会（議定書第3条9項）

京都議定書第3条9項において、「COPMOPは、

京都議定書の第1約束期間終了年（2012年）の少なくとも7年前には、2013年以降の次期約束期間における先進国の削減義務の検討を始めなければならない」と決められている。その7年前にあたる2005年に開催されたCOPMOP1で、「モントリオール行動計画」が採択され、特別作業部会（AWG）が立ち上げられた。

今年6月に開催された先進国の次期削減目標を交渉するための第1回特別作業部会では、「今後の作業計画」が採択され、2007年まであと3回開催されることとなり少し前進した形となった。ナイロビでは、第2回特別作業部会とともに、次期削減目標を決めるための科学的知見や先進国各国の削減可能性に関するワークショップが開催される。

「モントリオール行動計画」で確認されたとおり、先進国の次期削減目標は、第1約束期間終了と次期約束期間の開始に間があかないように合意しなければならない。そのためにも、気候ネットワークではナイロビ会議で、2008年末までに先進国の次期削減目標を決定するという具体的な合意期限を決めるべきであると考えている。

（3）長期的協力のための行動に関する対話（条約）

「対話」と呼ばれる場合もCOPMOP1で作られたが、このプロセスをつくることに最後まで反対した米国の主張に配慮して、新しい義務につながる交渉を開始するものではないことが前提となっているが、京都議定書不参加の米・豪を含めた形で地球温暖化の長期的な対策に関する議論ができる唯一の場である。ワークショップが最大4回開催され、その結果を2006年、2007年に開催されるCOPに報告することになっている。ナイロビでも、持続可能な開発などに関するワークショップ（第2回目）が開催され、COP12でその進捗の報告が行われる。

▼その他の議題

その他に、次のような議題も話し合われる。

CDMについて / 資金問題（適応基金など）について / 適応5カ年計画について / 技術移転について / 国別報告書について / 国際航路航空燃料の扱いについて /

2020年
30%削減
Project

家庭・業務部門で2020年に 1990年比30%削減は可能！

気候ネットワークでは、2020年に家庭部門と業務部門のCO₂排出量を1990年と比べて30%削減することを目指したプロジェクトを実施し、9月にその成果を取りまとめました。その概要を紹介します。

●プロジェクトのねらいと概要

地球温暖化は既に人類や生態系に大きな影響を与えています。今後のさらなる大被害を食い止めるためには、気温上昇を工業化前のレベルから2°C未満に抑える必要があります。先進国は2050年代までに1990年比60～80%程度の削減をしなくてはならないとされています。本プロジェクトでは、その通過点である「30%削減」を実現する社会を可能な限り早期に実現する必要があると考え、とりわけ私たちの暮らしや働き方と密接に関わり、90年からの排出増加が大きい(表1)家庭部門と業務部門について、30%削減する社会像とシナリオ、対策と政策措置について検討しました。

表1 家庭・業務部門のCO₂排出量と増加率

	1990年	2020年	増加率
家庭	1億2700万	1億6800万	31.5%
業務その他	1億6400万	2億2700万	37.9%

●このままで推移したら家庭・業務合計で 90年比32%増に！

30%削減を実現する「対策ケース」との比較基準として、このままで推移した場合の2020年シナリオ「ベースケース」の推計を行いました。ベースケース試算では、世帯数や業務床面積などの活動量想定について文献等による推計値を用い、省エネ等の対策等については政府の京都議定書目標達成計画における対策想定等を参考にしており、2020年までの一般的な変化を想定したものとなっています。推計結果は、家庭部門のエネルギー消費量が1990年比28%増、CO₂排出量は21%増、業務部門のエネルギー消費量が60%増、CO₂排出量は42%増となりました。また、家庭・業務部門合計では、エネルギー

消費量は1990年比45%、CO₂排出量は32%増となりました。つまり、現行のままでは、1990年比で、大幅増加になってしまうという結果になっています。

●30%削減を実現する社会ビジョンを描こう

2020年の社会では、ワークシェアリング等の働き方の多様化などによるゆとりの増大と市民社会の成熟により、家族と地域社会に多方面からの「やさしさ」をはぐくむ社会となっていることが望ましいのではないのでしょうか。その中で、環境制約下にふさわしい仕事への転換がスムーズに行き、安定的な経済生活が送れることを前提に、趣味・余暇・生きがいが増え、自然とのつながりが再認識され、地球環境を保全する形での暮らしの中で、30%削減を実現する社会を築くことが求められます。具体的には、大量消費社会からストック充足社会への転換を図り資源浪費を抑えること、知恵と工夫を凝らしこれまでのエネルギーの無駄や損失を省くこと、自然エネルギーの豊かな恵みを最大限に活用すること、脱化石燃料・脱原子力で安心・安全のエネルギーを供給すること、環境配慮型の適度な豊かさを追求するライフスタイルへ転換すること、地域特性に合ったまちづくりを進めること、時代のニーズに合った新しいサービスや産業を育成することなどが必要になるでしょう。

●30%削減を実現するシナリオ

本プロジェクトでは、30%削減が可能な社会を目指すという方針のもと、確実な削減効果が期待され、導入がふさわしいと考えられる対策を、2020年までの間に可能な限り積極的に導入するという想定を

検討しました。想定では、家庭・業務の両部門の対策として、機器や住宅・建築物のストックの性能・効率の大幅な向上、適切なエネルギー需要のコントロール、自然エネルギーの最大限の活用を柱とし、さらにライフステージに合った住居の選択や、今後の社会のあり方にふさわしいレベルでの業務活動量の抑制、労働時間や営業時間の短縮などを盛り込みました。また、電力供給側におけるCO₂排出原単位を改善するための対策も想定し、推計を行いました(表2)。

表2 対策ケースの想定の概要

機器の効率の改善	トップランナー効率機器の確実な普及
住宅・建築物の性能向上	次世代省エネ基準か、それを上回る性能の建物が普及
エネルギー需要管理システムの導入	HEMS・BEMS等の普及
自然エネルギーの最大限の活用	太陽光発電・太陽熱利用・バイオマス熱利用
社会ビジョンに合った活動量のあり方の考慮	ライフスタイル等に合った住まい方の検討、業務床面積や営業時間等の抑制、短縮
電力供給側の対策	発電効率の向上、CO ₂ 排出の少ない順に発電所を稼働、原子力発電所は30年で廃炉の方針

推計結果では、それらの削減効果が総合的に発揮されることにより、家庭部門のエネルギー消費量は1990年比28%減、CO₂排出量は43%減、業務部門のエネルギー消費量は1990年比4%増、CO₂排出量は20%減、家庭・業務部門合計ではエネルギー消費量は1990年比10.7%減、CO₂排出量は30.5%減となり、CO₂排出量30%削減が達成できるという結果になりました(図1)。

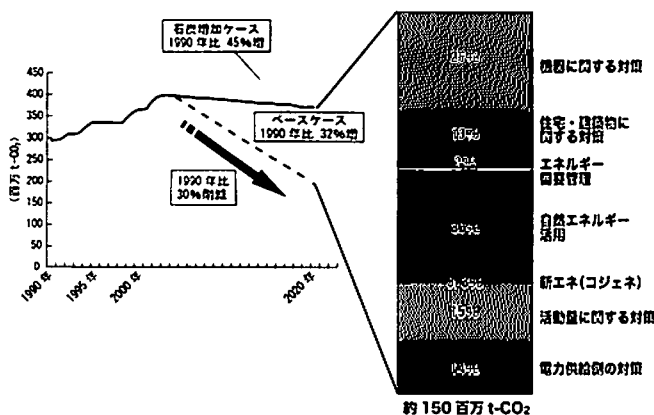


図1 対策ケースによるCO₂削減量の内訳

● 30%削減を実現する政策措置

シナリオで描いたような30%削減を実現するためには、表3に掲げるような既存の技術を最大限に活用してストックの効率改善を図ることや具体的な情報提供を行うこと、自然エネルギーを大幅に普及させることを進める政策措置が必須です。

表3 求められる主な政策措置

住宅・建築物対策(新築)	・断熱性能と機器を合わせた総合効率を目指す新しい基準の制定とその義務化
住宅・建築物対策(既存)	・ストックの効率情報の整備を図り、その下で断熱改修義務を導入
省エネ技術の導入・促進	・省エネ法強化(機器の効率向上) ・エネルギー供給事業者に対して省エネ目標を義務付けるエネルギー効率コミットメント(EEC)の導入
自然エネルギーの普及促進	・太陽光等の自然エネルギーからの電力を固定価格で買い取る制度の導入 ・給湯量当たりCO ₂ 排出量規制や床面積当たりCO ₂ 排出量規制 ・グリーン熱証書の導入などを通じた熱利用における自然エネルギー(太陽熱・バイオマス熱)の普及
CO ₂ 排出の少ない行動や製品・エネルギー源が相対的に有利になる経済的インセンティブ	・炭素税の導入

本プロジェクトの結果として、30%削減社会は決して不可能な目標ではないことが示されましたが、実現には、現行の対策を抜本的に強化し、効果的な政策措置を導入していくことが必須となります。気候ネットワークでは、本提案をベースに2020年の社会ビジョンに関して共有化を図り、多くの人と具体的行動をともにすることを期待するとともに、京都議定書とそれに続くさらなる取り組みに向けて、11月から始まった京都議定書目標達成計画の見直し議論の中で、大胆な政策導入を求めています。

平田仁子(気候ネットワーク)

報告書(全文)「2020年の30%削減社会ビジョンを描く～家庭・業務部門の削減シナリオと政策提案～」は、ホームページ(<http://www.kiconet.org/iken/kokunai/2006-09-16.html>)からダウンロードできます。また冊子をご希望の方は500円(送料別)にて頒布していますので、気候ネットワークまでお問合せください。

2020年
30%削減
Project

2020年の30%削減社会ビジョンを描く ～家庭・業務部門の削減シナリオと政策提案～

9月に東京と京都で、シンポジウム「2020年の30%削減社会ビジョンを描く～家庭・業務部門の削減シナリオと政策提案～」を開催しました。各会場でのコメントと議論の内容（一部）を紹介します。



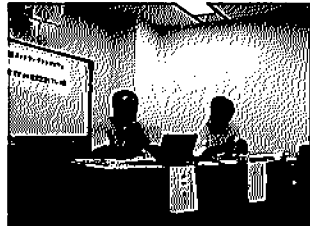
■コメント：外岡豊氏（埼玉大学経済学部）

（政府の報告で使用される）総合エネルギー統計では業務部門について、「業務+その他」として統計を取っており、中小工場が使う石油、石炭が算入されているため過大評価となっている。気候ネットワークのシナリオでは政府の報告と比較できるように合わせているが、中小工場分も含まれていることに注意する必要がある。家庭については、電灯の一部に商店で商業用に使われているものが含まれているが業務のような大きな差は無い。今後期待できる技術としては、高性能のヒートポンプ、太陽光と太陽熱がある。中でも、太陽光については薄膜で低価格のものが大量生産できるようになれば、補助金が無くても飛躍的に普及するのではないかと。

外岡氏から自治体の重要性を指摘する意見が出されたのに対し、会場の自治体関係者からは、自治体によって温度差があること、お金の問題もあるが能力形成の問題が大きいこと、条例で独自に行っているところもあることが指摘された。中野氏は、電力供給に関して原子力を減らしていくのはいかがかという見解を示した。また梶原氏からは、対策の評価体制については、以前、耐震審査の偽装問題のときに保険会社が審査すべきというアイデアを聞いたことがあるとして、利害の対立するものによるチェックを行うのがいいのではないかと考えが示された。これに対し外岡氏は、保険会社ではなく市民やNGOが評価を担うべきではないかという考えが示された。

■議論【パネリスト：浅岡美恵（気候ネットワーク）、梶原成元（環境省総務課長）、中野幸夫（(財)電力中央研究所 システム技術研究所 上席研究員）】

そのほか会場からは、森林の吸収源3.9%の再考を求める意見等が示された。



まとめ：富安綾樹（気候ネットワークインターン）



■コメント1

鈴木靖文氏（ひのでやエコライフ研究所）：環境家計簿では平均して2%程しか削減できないが、高効率機器の導入は削減効果が高い。また、機器は導入するだけでなくその後の使い方も大切。この分析では機器の効率向上しか含んでいない。ライフスタイルの転換による効果を含めるとさらに削減できる。

してというふうになれば、広がっていく。

会場には、自分も30%削減しようと思う人がたくさんいる。ここで聞いたことを自分たちの問題として考えることが大切。自分たちが減らすからみんなも減ら

■コメント2

藤原豊氏（経済産業省産業技術環境局環境経済室長）：政府の議論は、6%達成という極めて短期的なもの。このような長期的な視点はとても有益。機器の効率向上は、それによって促進される量の増加をどう抑えていくかが課題。また、削減は、家庭・業務だけの話ではなく、産業界にも引き続き努力するよう積極的に働きかけたい。省エネは利益にもなる。国際競争力の面からもメリットがあることを産業界にも認識してもらえようようにしたい。



まとめ：川阪京子（気候ネットワーク）

Zenkoku

●統一省エネラベル

この10月から省エネラベリング制度の規格が変わり、エアコン、冷蔵庫、テレビには多段階評価の統一省エネラベルが表示され、その他、蛍光灯器具、電気便座、ガス調理機器、ガス・石油温水機器には年間の目安使用料や料金が表示されるようになった。

□問合せ：(財)省エネルギーセンター
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀
TEL：03-5543-3011 FAX：03-5543-3022 URL：<http://www.eccj.or.jp/>

Zenkoku

●自然エネルギー市民の会 (PARE) 風力発電サイト募集

自然エネルギー市民の会では、市民風車の建設に適した場所(サイト)を見つけ出ししていくために、広く市民からの情報を募る取り組みをはじめた。このプロジェクトには誰でも参加することができる。あなたが良いと思うサイトがあれば、HPからダウンロードした調査票に必要事項を記入の上、メール、郵送、FAXなどで自然エネルギー市民の会事務局まで。

ダウンロード URL：<http://www.parep.org/log/eid163.html>

□問合せ：自然エネルギー市民の会 事務局
〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1-19-470
TEL：06-6910-6301 FAX：06-6910-6302 E-mail：wind@parep.org URL：<http://www.parep.org>

各地のイベント情報

東京

■ライフスタイルフォーラム2006「GNH-幸せをはかるモノサシ」

○会期：2006年11月11日(土)～12日(日) ○入場料：無料(ただし、新宿御苑への入園料200円が必要)
○会場：新宿御苑・100周年パビリオン(新宿駅南口10分、新宿御苑前駅5分、新宿三丁目駅5分)
○主催：ライフスタイルフォーラム2006実行委員会、環境省
○問合せ：ライフスタイルフォーラム事務局
TEL：03-5114-1281 Email：info@lifestyle-forum.org URL：<http://www.lifestyle-forum.org/>

富山

■『新エネルギーフォーラム～今なぜ小水力なのか～』

○日時・会場：
<11月16日(木)13:30～17:30>小水力発電技術研究会 会場：富山県民会館8階キャッスル(要事前申込み)
<11月17日(金)09:00～12:00>現地見学会 集合：県庁前(要事前申込み)
<11月17日(金)14:00～17:00>新エネルギーフォーラム～今なぜ小水力なのか～ 会場：富山県民会館7階701号室
○主催：富山県小水力利用推進協議会、全国小水力利用推進協議会
○問合せ・申込み：全国小水力利用推進協議会 TEL：03-5954-7565 FAX：03-5954-7564
E-mail：microhydro@viatech.jp URL：<http://energy-decentral.cocolog-nifty.com/mhp01/>

奈良

■「集まれ!奈良の自然エネルギー2006」～聞いて・見て・触れて・学ぼう・太陽光発電最新情報～

○日時：2006年12月3日(日) 13:30～16:30(開場12:30)
○会場：奈良県中小企業会館4階大会議室 ○参加費：200円(資料代として)
○主催：サークルおてんとさん
○お申込・お問合せ：TEL & FAX：0744-33-5406(山根)、090-7097-6604(倉本)

中国

■自然エネルギー体感ツアー in 中国・雲南省 参加者募集 農村生活に触れる、エネルギーの未来を感じる

○日 程：2007年1月30日(火)～2月5日(月) ○旅行代金：210,000円(予定)
○訪 問 地：中国雲南省尋甸回族彝族自治県および昆明市近郊の農村 ○募集定員：20名(最小催行人数15名)
○内 容：バイオガス利用実態の視察、農村交流、農家菜(民宿)宿泊体験ほか
○問合せ：自然エネルギー推進市民フォーラム
TEL：03-3834-2427 FAX：03-3834-2406 E-mail：office@repp.jp URL：<http://www.repp.jp>

▶ 報告：こどもエコライフチャレンジ

こどもエコライフチャレンジは、気候ネットワークと京都青年会議所、ひのでやエコライフ研究所、京エコロジーセンター、京都市によるパートナーシップ事業で、昨年度から継続して実施しています。今年度は実施校数を増やし3つの小学校(常盤野小学校、乾隆小学校、御室小学校)で取り組みました。小学5年生を対象としたこのプログラムでは、事前の学習会の後、夏休み期間中に家庭のエコライフに

取り組み、その体験を夏休み後に共有することで、継続的な取り組みへと定着化させていくことを目的としています。このプログラムに対しては学校側からも好評をいただき、今後も継続的な実施が期待されることから、次年度以降は更に実施校を拡大していく予定です。

問合せ：京都事務所



グループワークの様子



京都議定書採択から9年になるうとしています。9年前と比べると、地球温暖化に関する危機意識は広まってきていますが、十分な対策は進まず、明確なビジョンも示せていない状況です。今年「温暖化防止の未来づくり」をテーマに、地域から国際レベルまで、様々な報告・議論を行います。

- 日程：2006年12月16日(土)～17日(日)
- 会場：ハートピア京都(京都市中京区)
- 参加費(2日分・資料代含む)：一般1,500円、会員1,000円
- 内容(予定)：

16日(土)・全体会

- < 13:00～18:00 > (大会議室)
 - 【第1部】基調報告：「地球温暖化の現状と予測 - 未来の地球の姿」
江守正多氏(国立環境研究所)
 - 【第2部】「2020年の30%削減社会ビジョンを描く」
報告：家庭・業務部門の削減シナリオと政策提案(気候ネットワーク)
ディスカッション：削減社会の実現に向けて
 - 【第3部】2020年「自然エネルギー20/20」キャンペーン
スピーカー：飯田哲也氏(GEN/ISEP)、他
共催：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)

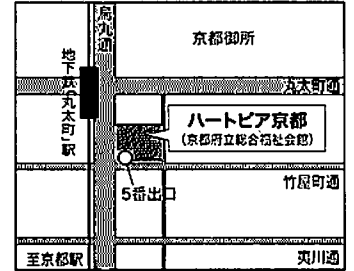
17日(日)・分科会

- < 9:30～12:00 > 【分科会】地域戦略会議 (大会議室)
- < 9:30～12:00 > 【分科会】炭素税・排出量取引 ※協力：炭素税研究会 (第4・5会議室)
- < 13:00～14:30 > 【分科会】地域事例アイデア発表交流会 (大会議室)
- < 13:00～15:30 > 【分科会】次期枠組みをめぐる国際動向 (第4・5会議室)
- < 15:00～18:00 > 【分科会】自然エネルギー普及 ※協力：自然エネルギー市民の会 (大会議室)
- < 15:30～18:00 > 【分科会】脱フロン ※協力：ストップ・フロン全国連絡会 (視聴覚室)

後援(予定)：外務省、経済産業省、環境省、京都府、京都市、京エコロジーセンター、京のアジェンダ21フォーラム
協力(予定)：全国地球温暖化防止活動推進センター、京と地球の共生府民会議、京都府地球温暖化防止活動推進センター、
※分科会のタイトルは仮称です。会場・時間は変更する場合があります。詳しくはホームページ又はチラシ等をご参照ください。

12月16, 17日
KIKO NETWORK
市民が進める
温暖化防止
2006
「温暖化防止の未来づくり」

会場地図



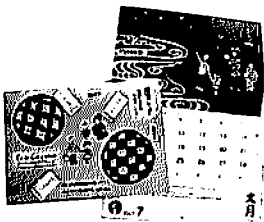
本紹介

環境共同体としての日中韓



監修：寺西俊一
編：東アジア環境情報発信所
発行：集英社 定価：700円+税
詳細はコチラへ <http://www.eden-j.org/book/>

JEE 環境カレンダー



申込み：日本環境保護国際交流会
A4・カラー・1部900円(税込)
TEL/FAX：075-417-3417
E-mail：jee@jca.apc.org

事務局から

●10月25日に、札幌でパートナーシップ会議を開催いたしました。ご参加・支援いただきました方々にお礼申し上げます。会議の内容については次号に掲載する予定です。

●2005年度の国内の温室効果ガス排出量(速報値)が公表されました。基準年から8.1%増加となっています。京都議定書達成計画の見直しも開始されましたが、早急な抜本的対策の強化が必要です。気候ネットワークも一層の活動強化に取り組みたいと考えています。引き続き、ご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。会員としてのご支援、ご寄付もよろしくお願ひします。

次の方から寄付をいただきました。
誠にありがとうございました。

藤田知幸、(株)Hibana、
小関千秋、中須雅治、森崎耕一
(敬称略、順不同、2006年9月～10月)

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

代表：浅岡美恵
副代表：須田春海
事務局長：田浦健朗

気候ネットワーク通信 51号
2006年11月1日発行(隔月1日発行)
編集/DTP：岡優子、豊田陽介、平岡俊一

URL:<http://www.kikonet.org/>

< 京都事務局 >

〒604-8124 京都市中京区高倉通
四条上る高倉ビル305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail:kyoto@kikonet.org

< 東京事務局 >

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
半蔵門ウッドフィールド2階
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail:tokyo@kikonet.org

郵便振替口座
00940-6-79694 (気候ネットワーク)

銀行振込口座
りそな銀行 京都支店 普通口座
1799376 (気候ネットワーク)

古紙100%の再生紙に大豆油インク
を使用し、風力発電による自然エ
ネルギーで印刷しました。

